

改正

平成30年9月18日告示第71号

基山町婚活支援事業実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、結婚を希望し、結婚に向けて積極的に行動しようとする独身者の婚活に関する相談及び情報提供並びに結婚に至るよう婚活の支援（以下「婚活支援」という。）を行うことにより、町内への定住促進と人口増加を図るために実施する基山町婚活支援事業（以下「事業」という。）の事業内容等に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

**第2条** 事業に関する庶務は、基山町婚活支援事業事務局（以下「事務局」という。）が行うものとし、基山町定住促進課内に置くものとする。

(定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 婚活 結婚を希望する独身者が、結婚するために、お見合いや交流イベント等に積極的に参加する活動をいう。
- (2) 婚活イベント等 結婚を希望する独身者が、結婚に至るまでに参加する出会いの機会の仲介に関する会合、イベント、相談会、懇談会、研修会及び講習会をいう。
- (3) 婚活希望者 日本国内に住所を有し、結婚後、基山町に住む意思のある20歳以上の結婚を希望する独身者をいう。
- (4) 登録者 婚活希望者のうち、この要綱を承諾の上、事務局に登録を申請し、登録された者をいう。
- (5) 支援員 町長が基山町婚活支援員設置要綱（平成28年告示第97号）に基づき登録し、婚活支援を行う者をいう。
- (6) 第三者 事務局職員及び支援員並びに登録者以外の者をいう。

(事業内容)

**第4条** 事業内容は、次のとおりとする。ただし、お見合いの実現、交際、婚約及び結婚を保証するものではない。

- (1) 登録者同士の出会いの場の提供に関する事。
- (2) 婚活希望者が結婚に至るためのサポートに関する事。
- (3) 婚活イベント等に関する事。
- (4) その他婚活支援に関する事。

(登録の方法)

**第5条** 登録者として登録を希望する者は、この要綱を承諾の上、登録を希望する本人が、基山町婚活登録申込書(様式第1号)及びその他必要な書類を提出するものとする。ただし、登録を希望する本人の委任状(自署しているもの)がある場合には、代理人が提出することができる。

2 前項の提出を受けた事務局は、書類の不備や誤り等を審査し、登録を承認した場合は台帳に登録し、登録を希望する本人にその旨を通知するものとする。

3 事務局は、登録の可否にかかわらず、提出された書類については、第三者の目に触れることがないように管理するものとし、登録を不承認とした場合は、登録を希望する本人にその旨を通知するとともに提出された書類を全て返却するものとする。

(登録の条件)

**第6条** 登録者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者で、20歳以上である事。
- (2) 登録日現在戸籍上の独身者であり、かつ、婚約関係や同棲(せい)関係を含む事実上の婚姻関係がない事。
- (3) この要綱の趣旨を理解し、町内での婚活イベント等に参加でき、結婚した際は、基山町内に居住する意思がある事。
- (4) 基山町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第4号に規定する暴力団等でない事。
- (5) 登録のため提出した書類に、虚偽の記載をしていない事及び過去にこの要綱に違反し、登録を抹消されたことがない事。

(遵守事項)

**第7条** 登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己の結婚又は交際相手を探す目的以外の目的で活動をしてはならない。
- (2) 本事業の利用で知り合った相手の人格を尊重し、誠意をもって接し、名誉を傷つける言動をとってはならない。また、登録抹消後も含め、他の登録者等の情報を第三者に遺漏し、相手を傷つけてはならない。

- (3) いかなる場合でも、交際相手から交際を断る意思が示された場合は、直ちに交際を断念し、交際を強要してはならない。また、相手の連絡先を削除しなければならない。
- (4) 登録者同士で、他の登録者の了解なく、当該の登録者に関する情報を交換してはならない。
- (5) 交際成立後は、本事業を利用した婚活イベント等に参加してはならない。
- (6) 法令等に違反する行為、公序良俗に反する行為、団体や個人を誹謗(ひぼう)・中傷する行為、事業の運営を妨害する行為その他事務局が本事業の登録者として不適切であると認めた行為をしてはならない。

(登録の有効期間)

**第8条** 登録の有効期間は、2年間とする。

- 2 継続して登録を希望する場合は、再度登録手続をしなければならない。

(登録の抹消等)

**第9条** 事務局は、第7条に定める遵守事項その他要綱の各条項に違反した場合、予告なしに当該登録者の登録を抹消することができる。

- 2 前項により登録を抹消された者は、事務局に対して有する全ての権利を喪失する。
- 3 登録者は、登録抹消を希望する場合又は婚約若しくは結婚した場合、速やかに事務局に対して基山町婚活登録抹消届(様式第2号)を提出しなければならない。
- 4 登録者は、交際成立等により婚活イベント等への参加の必要がなくなった場合又は婚活を休止し、若しくは再開する場合、速やかに事務局に対して基山町婚活休止・再開届(様式第3号)を提出しなければならない。

(個人情報の取扱い)

**第10条** 事務局は、登録者の個人情報を含む登録情報に細心の注意を払い適切に管理し、情報の遺漏等がないよう努めるものとする。

- 2 事務局は、登録者情報は本事業の推進に必要な場合のみ利用するものとし、その他の目的に利用してはならない。
- 3 事務局は、登録者情報を、登録者の同意を得ないで第三者に開示してはならない。ただし、次に掲げる場合を除く。
  - (1) 法令に基づく開示請求があった場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するこ

とに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(免責事項)

**第11条** 事務局は、次に掲げる事項について一切の責任を負わない。

- (1) 登録情報の正確性
- (2) 事務局を通じて提供された情報・サービスに関して生じた、登録者間又は登録者と第三者との間の紛争
- (3) 本事業による交際等によって生じた一切の損害

(損害賠償請求等)

**第12条** 事務局は、登録者が本事業による支援を悪用した場合、この要綱上の重大な違反をした場合又は脅迫等の不当不正な行為により事務局に損害を与えた場合、当該登録者及びその関係者に対して告訴、告発、損害賠償の請求等の法的手続をとることができる。

(補則)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

#### 附 則 (平成30年9月18日告示第71号)

この告示は、公布の日から施行する。

基山町婚活登録申込書

年 月 日

ふりがな	性別	生年月日
氏名	男・女	年 月 日生 (満 歳)
ふりがな	電 話	
現住所 〒		
メールアドレス	@	
職 業	【会社名等】 _____ 【勤続年数】 _____ 年	
	【仕事内容】 _____	
	【年 収】 _____	
趣 味		
自己PR		
個人事項	【婚姻歴】 無・有（ 回） 【扶養家族】 無・有（ 人）	
結婚相手への希望		

※黒太枠内は必ず記入してください。

※運転免許証等公共機関が発行した顔写真付きのものの写し又は顔写真を添付してください。

※記入事項による個人情報 は当事業のみに使用いたします。

（裏面へ）

## 同意書

1. 本登録用紙に記載する事項について、偽りのないことを確約いたします。
2. 本登録用紙に記載された事項以外の事情により発生したトラブルについては、基山町に一切の責任を問いません。
3. 交際及び結婚については、当事者が自己の責任で決定するものであり、交際中から結婚後までの当事者同士の関係に係る事故等について、基山町に一切の責任を問いません。
4. 本登録用紙に記載された事項については、2年間有効とし、継続して登録を希望する場合は、再び登録用紙と添付書類を提出いたします。
5. 男女の交流会やその後の交際に必要な経費については、個人負担いたします。
6. 本事業要綱第6条に基づく登録の条件を承諾し、基山町暴力団排除条例に規定された内容について、佐賀県警察本部に照会することを承諾いたします。
7. 本事業要綱第7条に基づく登録者の遵守事項を理解し、固く擁護いたします。
8. 本登録用紙に記載する事項及び本人からの情報について、本事業に活用することに異議ありません。

上記事項に同意します。

年 月 日

本人署名	
------	--

基山町長 様

住 所  
氏 名 印

基山町婚活登録抹消届

下記の理由により、婚活登録の抹消を希望いたしますので、基山町婚活支援事業実施要綱第9条の規定により、提出いたします。

記

抹消理由	婚約のため ・ 結婚のため ・ その他（ ）
抹消の事由が発生した日	年 月 日
抹消登録者名	※結婚相手等が登録者である場合は、相手の氏名も記載してください。
備 考	

基山町長 様

住 所  
氏 名 印

基山町婚活休止・再開届

下記の理由により、婚活の休止・再開を希望いたしますので、基山町婚活支援事業実施要綱第9条の規定により、提出いたします。

記

休止理由 (休止の場合のみ)	好きな人がいるため ・ 交際中のため ・ その他 ( )
再開理由 (再開の場合のみ)	
休止・再開の事由が 発生した日	年 月 日
備 考	